

# 離婚届の書き方

開庁時間外に届け出る場合は、できるだけ必要書類等の審査を受けたうえで、宿日直室へ届け出てください。

## 【必要書類等】

- 離婚届
- 来庁者の本人確認書類…運転免許証、マイナンバーカード（顔写真付）、パスポート等
- その他 調停・和解・認諾離婚のとき→調停調書又は和解調書又は認諾調書の謄本  
審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書  
判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

本人確認ができなかった方には、届出があったことを郵便でお知らせします。

## 【提出先】

- 夫妻の現在の本籍地
- 夫または妻の住民登録地
- 夫または妻の住民登録地、所在地（一時滞在地含む）のいずれかの市区町村役場

## ※外国人との離婚

日本人の方の住民登録地が離婚届を提出する市区町村でない場合、住民票の提出が必要です。また、離婚届の書き方及び必要な添付書類は各国で異なります。事前にご相談ください。

## 【問い合わせ先】

### 松本市役所 市民課戸籍担当

〒住所 〒390-8620 松本市丸の内3番7号  
TEL <代表> 0263-34-3000 内線1191・1192  
<直通> 0263-33-9840  
午前8時30分～午後5時15分  
(土日祝日・年末年始を除く)

## 【届書の書き方と注意点】

- 氏名**  
婚姻中の氏名を、略字を使わず戸籍の字体どおりに記入してください。
- 住所**  
・届出時に住民登録しているところを記入してください。離婚届と同時に転入・転居の届出をされる場合は、新住所を記入してください。  
・開庁時間外に届出をされる場合、離婚届に新しい住所を記入しても住所変更はできませんので、開庁時間内に窓口で住所変更の届出をしてください。

- 本籍**  
・現在の本籍と筆頭者の氏名を記入してください。

### 父母及び養父母の氏名 父母との続き柄

- ・父母の氏名は、届出当時の父母の氏名を記入してください。死亡または離婚していても記入してください。
- ・夫婦のどちらかに養父母がいる場合は、養父母欄にも氏名を記入してください。

### 婚姻前の氏にもどる者の本籍

- 婚姻により氏（姓）が変更になった人（戸籍の筆頭者でなかった人）は、
- ①旧姓にもどり、婚姻直前の戸籍にもどる（もどる戸籍が除籍になっていないこと）
  - ②旧姓にもどり、筆頭者となって新戸籍をつくる
  - ③旧姓にもどらず、婚姻中の氏をそのまま名乗り、筆頭者となって新戸籍をつくる
- ①～③のいずれかを選択して記入してください。
- ①の場合、「口もとの戸籍にもどる」に☑を入れ、もどる戸籍の本籍及び筆頭者の氏名を記入してください。
  - ②の場合、「口新しい戸籍をつくる」に☑を入れ、新しくつくる戸籍の本籍及び旧姓にもどった自分の氏名を記入してください。
  - ③の場合、この欄は記入せず、別紙『離婚の際に称していた氏を称する届』（戸籍法77条の2の届）を届け出ます。

- 未成年の子の氏名**  
未成年の子の親権について、父母双方または父母のどちらかを選択し、該当する欄に子どもの氏名を記入してください。  
※親権者の指定を求める家事審判または家事調停の申立てをしている場合は、「親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子」の欄に子どもの氏名を記入してください。

- (6)(7)(8)同居の期間、別居する前の住所**  
・別居している場合、同居の期間とその住所を記入してください。  
・別居していない場合は、「同居を始めたとき」のみ記入してください。

- (9) 別居する前の世帯のおもな仕事**  
夫妻が同居していた時、世帯の中で所得が一番多かった人の職業にあてはまるものを選び☑を入れてください。

- (10) 夫妻の職業**  
国勢調査の年のみ記入してください。

### その他

- ・鉛筆や消えるペンで記入しないでください。
- ・書き間違えた場合は、二重線で抹消してください。修正テープ、修正ペンは使用しないでください。

年月日 午前・午後 時 分 受理		離婚届	
令和8年4月1日 届出		受理 令和 年 月 日 第 号	
長野県松本市 長 殿		通知(送付) 令和 年 月 日 第 号	
長野県松本市丸の内 3番7号		書類調査 戸籍記載 記載調査 調査票 附 票 住民票 通知	
(1) 氏名	夫 マツモト タロウ	妻 マツモト ハナコ	
生年月日	昭和61年1月1日	昭和63年2月2日	
住所	長野県松本市丸の内 3番7号	長野県安曇野市豊科 6000番地1	みさとハイツ101
本籍	長野県松本市丸の内 4番地		
(2) 婚姻前の氏にもどる者の本籍	長野県安曇野市豊科 6000番地1 筆頭者の氏名 長野はな子		
(3) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決		
(4) 婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる		
(5) 未成年の子の氏名	父母双方が親権を行う子 松本愛 松本城人 父(夫)が親権を行う子 母(妻)が親権を行う子 親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子		
(6) 同居の期間	平成26年6月から 令和7年10月まで		
(7) 別居する前の住所	長野県松本市丸の内 3番7号		
(8) 別居する前の世帯のおもな仕事	<input type="checkbox"/> 1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2.自由業・商工業・サービス業等個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3.企業・個人商店等(官公庁を除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4.3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)		
(9) 夫妻の職業	夫及び妻 本人が必ず自署してください。押印は任意です。		
(10) 届出人署名	夫 松本太郎 印	妻 松本はな子 印	
証人	松本桜子 印	長野吾郎 印	
住所	長野県松本市城東1丁目1番1号 城東マンション101	長野県安曇野市豊科 6000番地1	
本籍	長野県松本市城東 一丁目1	長野県安曇野市豊科 6000番地1	

(6) 同居の期間	平成26年6月から	令和7年10月まで
(7) 別居する前の住所	長野県松本市丸の内 3番7号	
(8) 別居する前の世帯のおもな仕事	<input type="checkbox"/> 1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2.自由業・商工業・サービス業等個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3.企業・個人商店等(官公庁を除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4.3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)	
(9) 夫妻の職業	夫及び妻 本人が必ず自署してください。押印は任意です。	
(10) 届出人署名	夫 松本太郎 印	妻 松本はな子 印
証人	松本桜子 印	長野吾郎 印
住所	長野県松本市城東1丁目1番1号 城東マンション101	長野県安曇野市豊科 6000番地1
本籍	長野県松本市城東 一丁目1	長野県安曇野市豊科 6000番地1

- ・協議離婚の場合のみ、成年2人の証人が必要です。証人各自が署名し、住所・本籍を記入してください。空欄では無効です。押印は任意です。
- ・住所は住民登録しているところを記入してください。

未成年の子がいる場合は必ず記入してください。(当てはまる☑に☑)

## ◆必要書類チェックリスト◆

- 離婚届
- 本人確認書類  夫  妻
- 77条の2の届
- 転出証明書  夫  妻 (松本市外から転入する場合)

【未成年の子がいる場合】  
該当する欄に子どもの氏名を記入してください。

【未成年の子がいる場合】  
双方が確認のうえ、それぞれが☑をつけてください。

平日昼間に連絡のつく連絡先を記入してください。